

ごみ処理とリサイクル

家庭ごみ

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

市が収集しているごみは、一般家庭の日常生活に伴って出るごみだけです。地域によって分別方法、指定ごみ袋、収集日などが異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

廃食用油(天ぷら油など)の回収

保険環境課環境保全係・各支所地域振興課

家庭から出る廃食用油(天ぷら油など)の回収を行っています。回収された廃食用油は、軽油の代替燃料であるバイオディーゼルとして再利用されます。



【回収する油類】 菜種油(キャノーラ)・大豆油・コーン油・ごま油・紅花油・オリーブ油・ひまわり油・サラダ油などの植物油で液体状のもの(使用期限切れや未開封の油も回収します。)

【回収しない油類】 ラードなどの動物性油脂・バターやマーガリンなどの固形状のもの・エンジンオイルなどの鉱物系の油

【回収方法】 天かすなどの不純物を取り除いた廃食用油を、ペットボトル(500ml)に入れ、回収ボックスに容器ごと入れてください。

【回収ボックスの設置場所(執務時間中)】 市役所、各支所、大洲市総合福祉センター、公民館

家庭から出る多量ごみ(有料)

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

【大洲地域・長浜地域】 可燃物は大洲市環境センター(八多喜町☎26-1615)、不燃物は大洲市不燃物埋立地(長谷☎24-7053)に直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

【肱川地域・河辺地域】 可燃物は内山衛生事務組合(内子町☎44-4574)に搬入できますが、事前に連絡をしてください。不燃物は大洲市不燃物埋立地(長谷☎24-7053)に直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

粗大ごみ(有料)

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

【大洲地域・肱川地域・河辺地域】 粗大ごみ受付専用電話(☎24-0530)で電話予約をしてください。

【長浜地域】 長浜支所地域振興課(☎52-1111)に収集日の前日までに電話で予約をしてください。

(共通事項) 収集日当日に粗大ごみ処理シールを貼り、午前8時までに自宅(玄関)前、アパートやマンションの場合は、1階まで出してください。ただし、他の人の迷惑・交通の妨げにならないよう安全な場所に出してください。

肱南(大洲、柚木、西大洲の椎の森・八尾) 肱北(中村、常磐町) 平野(平野町平地、平野町野田) 南久米(北只、松尾、下松尾、梅川、長谷、横野、北裏、稻積、野佐来、黒木)	毎月第1火曜日
久米(阿蔵、高山、西大洲の下山辺・上山辺・安場・丸山・札場・関谷) 柳沢(柳沢、藤縄、田処) 新谷(新谷町、新谷、喜多山、恋木、下新谷) 三善(春賀、東宇山、多田) 八多喜(八多喜町、手成、米津) 上須戒	毎月第2火曜日
喜多(若宮、東若宮、五郎、東大洲、田口) 平(市木、徳森)	毎月第3火曜日
菅田(菅田町菅田、菅田町宇津、菅田町大竹、富士、阿部) 大川(森山、蔵川、成能、宇和川) 肱川(全域) 河辺(全域)	毎月第4火曜日
長浜(全域)	毎月第4金曜日

市で収集しないリサイクル品

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

家電リサイクル法対象品の処分について（全て有料）

家電リサイクル法対象品とは、エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目です。これらの4品目については、各ステーションでの収集および不燃物埋立地での受け入れはできませんので、家電小売店へお問い合わせください。

パソコンの処分について（全て有料）

パソコンは、製造メーカーが回収をしていますので、お持ちのパソコンメーカーに回収の申し込みをしてください。各ステーションでの収集および不燃物埋立地での受け入れはできません。

※回収するメーカーなどが無いパソコンについては、パソコン3R推進協議会（PC3R） ☎03-5282-7685へお問い合わせください。

事業活動から生じたごみ

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

商店、飲食店、事業所、工場などの事業活動によって出る一般廃棄物の処理について（全て有料）

【大洲地域・長浜地域】 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼するか、可燃物は大洲市環境センター（八多喜町 ☎26-1615）へ直接搬入もできます。

【肱川地域・河辺地域】 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼するか、可燃物は内山衛生事務組合（内子町 ☎44-4574）に搬入できますが、組合に搬入する場合は事前に連絡をしてください。

死んだ犬・猫の処理

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

飼い犬、飼い猫が死んだ時の処理について（全て有料）

直接持ち込む場合、大洲地域、長浜地域に住んでいる人は大洲市環境センターで、肱川地域、河辺地域に住んでいる人は内山衛生事務組合で受け入れます。また、直接持ち込みができない場合は、保険環境課または各支所地域振興課に連絡をすれば処理をします。ただし、集骨などはできませんのでご了承ください。

道路などで死んでいる動物の処理について

保険環境課または各支所地域振興課に連絡をすれば、それぞれの担当機関へ連絡をして処理します。

生ごみ処理容器等補助事業

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

購入希望者は、市内の指定販売店で購入する時に、印鑑を持参の上、申請してください。

【補助対象者】 指定販売店から購入する人・市内に住所があり居住している人

【補助対象基数（5年間）】 電気式は1世帯あたり1基・コンポスト1世帯あたり2基

【補助の金額（10円未満切捨て）】 購入価格の2分の1以内（限度額 電気式：2万円、コンポスト：2,000円）

【補助期間】 毎年4月1日から翌年3月31日まで（予算の範囲内）

生活・環境

し尿のくみ取り

保険環境課・清流園

くみ取り口付近や作業通路を整頓しておいてください。手数料は、くみ取り量に応じて決まります。

簡易水洗トイレは、便槽の容量によってあふれる場合がありますので、注意してください。

※し尿くみ取りの申し込みは、それぞれの地区の担当業者へ直接申し込んでください。

担当地区	業者名	電話番号
肱南・久米・平野・南久米	(有)上石衛生社	☎24-2655
菅田・大川・柳沢・肱川・河辺・徳森(城・野久保・野田・土肥)	(有)大洲喜多衛生業共同企業体	☎26-0333
肱北・喜多(五郎5区・慶雲寺を除く。) ・市木	(有)中村衛生社	☎25-6150
新谷・三善・五郎5区・慶雲寺・八多喜の一部・ 徳森(中山東・中山西・小鳥越・西松ヶ花)	(有)脇坂衛生	☎43-1861
長浜・上須戒・八多喜(表米津・湯の子の一部)	(有)青松興業	☎52-0472

火葬・市営墓地の申し込み

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

火葬は、市民課または各支所地域振興課へ死亡診断書と印鑑を持参の上、申し込んでください。使用料は死亡者の住所が市内の場合は、12歳以上8,000円、12歳未満5,000円、死産児2,000円です。

市営墓地の利用を希望する人は、それぞれ管轄の支所地域振興課に申し込んでください。



名称	位置	電話番号
大洲市肱陵苑	西大洲甲2085番地1	☎59-1581
大洲市長浜火葬場	長浜町沖浦丙1413番地の2	☎52-1529
大洲市肱川静浄苑	肱川町山鳥坂567番地	☎34-2083
大洲市河辺静霊苑	河辺町植松1943番地	☎39-2837

(平成24年4月1日現在)

名称	位置	使用料
大洲市青海霊園	長浜町黒田甲335番地外11筆	1㎡当たり6万円
大洲市大平墓地	長浜乙4の1外3筆	1㎡当たり3万円
大洲市桂が丘公園墓地	肱川町山鳥坂1459番地2	7.2㎡ 44万円

犬を飼う時

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

犬の登録と狂犬病予防注射

生後90日を超える飼い犬は登録し、毎年狂犬病予防注射を受けなければなりません。春に市が行う集合注射か、最寄りの動物病院で受けてください。

- ・犬は必ずつないで飼ってください。
- ・散歩の時はリードを付けること、またフンは必ず飼い主の責任で始末してください。
- ・犬の首輪には登録票、注射済票を付けてください。
- ・飼い犬が死んだ時は届け出が必要です。また、犬が飼えなくなった時は引き取り(有料)ますので、保険環境課または各支所地域振興課へ連絡してください。
- ・飼い犬を他人へ譲渡した時や住所を変更した時は、届け出が必要です。譲渡した先、住所の変更先の市区町村役場に届け出をしてください。
- ・飼い犬または野犬が人をかんだ場合は、直ちに八幡浜保健所(☎0894-22-4111)、保険環境課または各支所地域振興課に連絡してください。



- ・迷子の犬（猫）や保護した犬（猫）については、保険環境課または各支所地域振興課に連絡してください。
- ・野犬対策…野犬を捕獲するための捕獲箱を貸し出しています。保険環境課または各支所地域振興課に連絡してください。
- ・犬（猫）の譲渡について…市では、市内で収容した子犬（子猫）などを、家庭で終生大切に飼うことができる人へ無料で譲りしています。収容している場合、ホームページに掲載しますのでご確認の上、保険環境課または各支所地域振興課に連絡してください。
- ・犬のみでなく猫などの動物を飼育する場合は、飼い主の責任で適正に飼育し、他の人に迷惑がかからないようにしてください。

簡易飲料水施設補助事業

保険環境課環境保全係・各支所地域振興課

公共水道の給水区域外で山間地などの飲料水安定確保を図るため、2戸以上が共同して飲料水施設（給水槽、配水管など）工事を実施する場合に、補助を行っています。工事实施を希望する人は、事前に保険環境課までご相談ください。

戸数	新設		改良	
	限度額	補助率	限度額	補助率
2戸～5戸	400万円	10分の9	310万円	10分の7
6戸～9戸	450万円	10分の9	330万円	10分の7
10戸以上	500万円	10分の9	350万円	10分の7

ごみの不法投棄、野外焼却(野焼き)の禁止

保険環境課環境保全係・各支所地域振興課

どんな場所（自己所有の土地を含む。）にも、ごみを捨てることは法律で禁止されていますので、きちんと分別を行い、ごみステーションに出すなど適正に処理を行ってください。

ドラム缶や地面へ穴を掘ってごみを燃やすことを野外焼却といい、法律で禁止されています。

次の場合は例外的に野外焼却は認められていますが、生活環境上の支障を与え、苦情のある場合は行政指導の対象となりますので、注意してください。

- ・国または地方公共団体が施設の管理を行うために必要なごみの焼却
- ・震災、風水害、火災、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要なごみの焼却
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な場合の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる場合の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる焼却であって軽微なもの

EM(有用微生物群)活性液普及事業

保険環境課生活衛生係・各支所地域振興課

水質を改善することができるEM(有用微生物群)活性液の普及事業を実施しています。EM活性液は、合併処理浄化槽へも入れることができ、生活排水の浄化にも役立ちます。使用を希望する人へ無料で配布します。



水道

水道の申し込み・届け出は

水道課管理係

次の場合には、4～5日前までに水道課へ直接または電話で届け出てください。

- ・引っ越しなどにより、水道の使用を開始したり、中止したりする時
- ・長期間、水道を使用しない時 ・水道の使用者の名義を変える時
- ・家の取り壊しなどで水道の使用を中止する時 ・使用の目的（用途）が変わる時
- ・家を新築・改築した時は、水道課または各支所へ申し込みをしてください。
- ・家を購入した時は、水道課または各支所へ印鑑を持参の上、届け出をしてください。

水道メータの検針

水道課管理係

水道使用料のメータ検針は2か月に1回行っています。水道メータは、みなさんが使用した水の量を正確に計り、水道料金を計算する大切な働きをしています。いつも正しい検針ができるように次のことを守ってください。

- ・メータボックスの上には、物を置かないでください。
- ・メータボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。
- ・犬は放し飼いにせず、出入口やメータボックスから離してつないでください。
- ・家の改築などで水道メータが床下や屋内になる場合は、規定の位置に移してください。

水道料金

水道課管理係

- ・水道料金の請求は、毎月1回行っています。（2か月に1回検針した使用水量を2か月で割って請求しています。）
- ・水道料金の請求は、実際に水を使用した月から約3か月遅れて請求されます。
- ・水道料金は、大洲地区・長浜地区・肱川地区・河辺地区でそれぞれ使用料が異なります。
- ・各地区とも使用料(基本料金と超過料金・量水器使用料)の合計額に消費税相当額5%を加えて計算します。
- ・水道料金の支払いには、口座振替・取扱金融機関からの振り込み・直接納付などの方法があります。便利な口座振替制度をご利用ください。

口座振替の手続きは、「大洲市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入押印(預金通帳に使用している印鑑)の上、下記の金融機関へ直接提出してください。（使用者番号の分かる、水道使用料の領収書または検針票をご持参ください。）

《取扱金融機関》 (株)伊予銀行 (株)愛媛銀行 (株)香川銀行 四国内のゆうちょ銀行
愛媛たいき農業協同組合 愛媛信用金庫 四国労働金庫 各支店

※なお、口座振替の再振替はしていません。振替ができなかった場合は、後から送付される「口座振替不能通知書（納付書）」を使用して取扱金融機関から振り込むか、または水道課・各支所で直接納付してください。

表1 大洲地区水道使用料（1か月の使用料）

（平成24年4月1日現在）

用途	料金	基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	
				超過水量	料金
家庭用	8㎡	8㎡	710円	8㎡を超え10㎡まで	75円
				10㎡を超え20㎡まで	130円
				20㎡を超え40㎡まで	140円
				40㎡を超えるもの	155円
団 体 用	15㎡	15㎡	2,300円	15㎡を超え20㎡まで	90円
				20㎡を超え40㎡まで	150円
				40㎡を超えるもの	170円
工場用	200㎡	200㎡	2万2,000円	200㎡を超えるもの	170円
銭湯用	100㎡	100㎡	4,500円	100㎡を超えるもの	85円
臨時用	1㎡	1㎡	330円	1㎡を超えるもの	330円

表2 量水器使用料

（消費税別）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
1か月使用料	60円	120円	140円	220円	280円	1,400円	1,700円	2,500円

（消費税別）

表3 長浜地区水道使用料（専用栓1か月の使用料）

基本料金 (平成24年4月1日現在)

口径	基本水量	基本料金
13mm	8m ³	1,200円
20mm	8m ³	1,850円
25mm	8m ³	2,220円
30mm	8m ³	3,480円
40mm	8m ³	5,070円
50mm	8m ³	7,880円
75mm	8m ³	1万5,130円

(消費税別)

超過料金(1m³につき)

超過水量	超過料金
8m ³ を超え10m ³ まで	150円
10m ³ を超え20m ³ まで	160円
20m ³ を超え40m ³ まで	170円
40m ³ を超えるもの	200円

(消費税別)

表4 肱川・河辺地区水道使用料（1か月の使用料）

(平成24年4月1日現在)

	種別	料金		
		水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)
肱川地区	専用	5m ³	1,200円	120円
	臨時	1m ³	230円	220円
河辺地区	家庭用	電力水	1,000円	100円
		流水	800円	90円
	団体用	電力水	1,060円	110円
		流水	870円	90円
	営業用	電力水	1,130円	110円
		流水	930円	100円

(消費税別)

- (1)家庭用 営業用および団体用以外に使用するもの
- (2)団体用 官公庁および学校などに使用するもの
- (3)営業用 料理店、飲食店および娯楽場などに使用するもの

水道施設の区分と管理

水道課工務係

【配水管】

・公道に埋められた水道本管を配水管といいます。配水管は市の所有物で市が管理しています。

【給水装置】

- ・配水管から分かれて、家庭まで引き込まれた分水栓・給水管・止水栓・メータ・給水栓（蛇口）をまとめて給水装置といいます。メータ以外の給水装置は、使用者の所有物で、これらの部分に要する費用は使用者の負担となります。
- ・給水管については、使用者に管理をしていただきます。管の破損により水漏れがある場合は、水道メータより上流の配水管までは一定の条件を満たせば、大洲市で修繕します。それ以外は給水を受けている使用者に修繕の義務があります。
- ・給水装置の修繕を怠り漏水を放置した時は、給水を停止したり損害を賠償していただく場合があります。

新築・改築・解体する場合

水道課工務係

- ・給水装置の新設・改造・修繕・撤去などの工事を行う時は、必ず市が指定した指定給水装置工事事業者（指定工事業者）へ依頼し給水装置工事申込書を提出してください。
- ・指定工事業者以外の業者が水道工事を行った場合は、給水の停止などの行政処分や料金・技術面でトラブルのもとになりかねませんので注意してください。指定工事業者については水道課へお問い合わせください。

【水道が出ない場合】

水道工事で断水する場合は、あらかじめ広報車などでお知らせします。工事が行われていないのに水が出ない場合には、近所の家も断水しているかどうか確かめてください。

・自分の家だけ水が出ない

止水栓が開いているか確かめてください。

・近所一帯で水が出ない

水道管の破裂や停電など、突発的な事故が考えられます。

・水の出が悪い

給水管が古くなって、管の内側に水アカ、サビ、コブがつき、水が通りにくくなっていることが考えられます。

【水がにごる場合】

水道の水は、無色透明です。何か色がついている場合には注意しましょう。

・赤くにごった水が出る

水道管の中のサビが流れ出したものです。水道工事による断水、消火活動、使用量の急激な変化などによって起こります。しばらくの間、蛇口から水を出しておくと、きれいな水になります。

・白い水が出る

水道管の中の空気と水が混じり、たくさんの小さなアワとなったものです。しばらくそのままにしておくと、きれいな透明な水になります。

【漏水・故障の修理】

漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、ご家庭での水道料金の負担も大きくなります。わずかな漏水でも、すぐに修理をするようにしてください。修理は、指定工事業者へ依頼してください。

・漏水の見つけ方

使い方の割には使用量が多い・急激に使用量が増えた場合は、どこかで漏水していることがあります。

家中の蛇口を全部閉めてから、水道メータをご確認ください。5 mmほどのパイロットが回っていれば、どこかで漏水しています。

・漏水の応急手当

修理が終わるまで、水道メータボックス内の止水栓を右に回して、水をとめてください。

・道路で漏水を見つけた時は

速やかに水道課または各支所へ連絡してください。



下水道

下水道は、衛生的で快適な文化生活には欠かせない施設です。私たちの家庭や事務所で使われた汚れた水をきれいな水に戻し、台風や大雨の時の浸水を防止するなど、自然と暮らしをクリーンアップするための重要施設です。

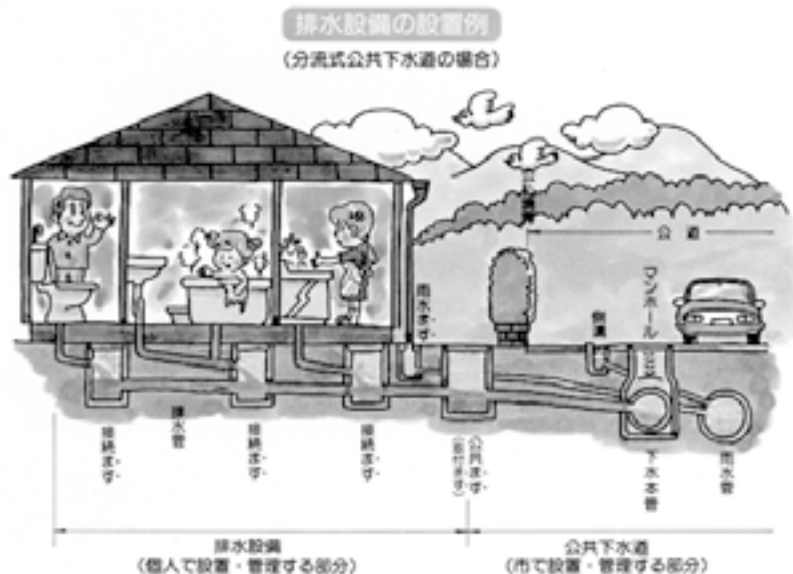
排水設備とは、家庭などの建物から排水される汚水や雨水を下水道に流すための排水管、汚水ます・雨水ますなどの施設です。排水設備は個人で設置し、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

下水道への接続工事は、6か月以内に

下水道課工務係

せっかく完成した施設もみなさんに利用していただかなければ全く価値のないものになってしまい、その地域一帯の生活環境はなかなか改善されません。

公共下水道が整備されたら、6か月以内に接続工事を行ってください。また、トイレの水洗化は3年以内に行わなければなりません。



下水道排水設備工事は、市の指定工事店で

下水道課管理係

下水道へ接続する排水設備工事を行う時は、必ず市が指定した「指定工事店」へ申し込んでください。指定工事店については、下水道課にご確認ください。

水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水道課管理係

下水道処理区域内において、今まで使用していたくみ取り便所（し尿浄化槽を含む。）を水洗トイレに改造する時、工事費を一度に負担することが困難な人に対して融資（1件あたり最高限度額50万円）のあっせんをし、利子の助成をします。

※申請は、指定工事店を通じて依頼してください。（指定工事店については、下水道課にご確認ください。）

【融資あっせん取扱金融機関】

- ・伊予銀行大洲支店 ・伊予銀行大洲本町支店 ・愛媛銀行大洲支店
- ・愛媛信用金庫大洲支店 ・香川銀行大洲支店 ・愛媛たいき農業協同組合

受益者負担金制度とは

下水道課管理係

下水道が整備された地域では、衛生的で快適な生活を送れるようになります。整備された地域のみなさんに下水道建設費の一部を負担していただき、受益と負担の公平を保ちながら、より一層の整備促進を図ろうとするための制度です。

下水道使用料

下水道課管理係

下水道を使い始めると、流した汚水の量に応じて下水道使用料がかかります。原則として水道使用量をもとに算定しますが、水道以外の水（井戸水など）は使用の実態により使用水量を認定します。なお、下水道使用料のお支払いには、口座振替・直接納付の方法があります。

【使用水量の決め方】

- ・水道水の場合…水道水の使用量とします。
- ・井戸水の場合…3人までの世帯は、1人につき8㎡、4人以上の世帯は、4人目から1人につき4㎡とし、加算します。
- ・併用の場合…井戸水で算出した水量の2分の1と水道水の使用量を合算したものとします。

※口座振替の再振替はしません。一度振り替えができなかった場合は、納付書を送付します。

【下水道使用料金】

(平成24年4月1日現在)

汚水の種類	使用料（1か月につき）		
	料金区分	水量区分	
一般汚水	基本料金	8㎡まで	800円
		8㎡を超え20㎡まで	135円
	超過料金	20㎡を超え30㎡まで	145円
		30㎡を超え50㎡まで	155円
		50㎡を超え100㎡まで	165円
		100㎡を超え1,000㎡まで	175円
	1,000㎡を超えるもの	100円	
浴場汚水	1㎡につき		27円

※上記で算出した金額に消費税相当額（5%）が加算されます。

下水道に関する届け出

下水道課管理係

次の場合は、速やかに下水道課まで届け出をしてください。

- ・引っ越しなどにより、下水道の使用を開始したり、中止したりする時
- ・長期間使用しない時
- ・使用者の名義を変える時
- ・家の取り壊しで下水道を使用しなくなる時
- ・家を新築・増改築する時



まちづくり

道路のことは

建設課維持係・各支所地域振興課

道路には、国道・県道・市道などがあり、管理もそれぞれ分かれています。くぼんだ所など危険な状態を見かけた時はご連絡ください。

【国道56号】

国土交通省大洲河川国道事務所（☎24-5185）

国土交通省大洲国道出張所（☎24-3253）

【上記以外の国道および県道】

南予地方局大洲土木事務所（☎24-5121）

【市道】

大洲地区 大洲市役所建設課（☎24-2111） 長浜地区 長浜支所地域振興課（☎52-1111）

肱川地区 肱川支所地域振興課（☎34-2311） 河辺地区 河辺支所地域振興課（☎39-2111）



道路の占用・使用

建設課管理係・各支所地域振興課


道路敷や道路にはみだして、看板や工事用足場などを設ける時、または排水管などを埋設する時、その他道路を占用・使用する時は、道路占用許可申請書を提出してください。

市道の工事をする時は

建設課管理係・各支所地域振興課

個人が、次の道路工事をする時は、道路工事承認申請書を提出してください。

- ・ガードレールやカーブミラーの設置、また歩道、車道を分離しているブロックを取りはずす時
- ・自動車などの乗り入れのために歩道を切り下げたり、側溝にふたをかける時
- ・その他道路の構造を変更しようとする時

種 別	問い合わせ先
<p>【大洲地区】 富士山公園、新谷公園、稲荷山公園、森林公園、肱川緑地（緑地公園、肱南ピクニックランド）、徳森児童公園、城山公園、本中コミュニティープチパーク、三の丸並木道、亀山公園、柚木1号公園、柚木2号公園、桜づつみ公園、東若宮1号公園、東若宮2号公園、東若宮3号公園、五郎大谷公園、北只公園、嵩富川河川敷公園、祇園公園</p> <p>【長浜地区】 住吉公園、肱川あらし展望公園、沖浦公園、小浦リバーサイドスポーツパーク、白滝公園、不動滝公園、郷1号公園、郷2号公園、郷3号公園</p> <p>【肱川地区】 風の憩公園、道野尾広場、下鹿野川広場</p> <p>【河辺地区】 三杯谷の滝</p>	<p>都市整備課 (☎24-1719)</p> 
<p>大洲城三の丸南隅櫓公園（お殿様公園） 肱川緑地（多目的グラウンド、河川敷グラウンド）</p>	<p>生涯学習課 (☎24-1734) (☎24-1735)</p>
<p>八幡浜・大洲地区運動公園（平野運動公園）</p>	<p>公園管理事務所 (☎23-5524)</p>
<p>徳森運動公園</p>	<p>平公民館 (☎25-1131)</p>
<p>晴海ふれあいパーク</p>	<p>長浜支所生涯学習課 (☎52-1115)</p>
<p>河辺ふるさと公園</p>	<p>河辺支所地域振興課 (☎39-2111)</p>

催しや展示会など、公園の全部または一部を特定の人だけで使用する場合は許可が必要です。事前にお問い合わせください。

景 観 計 画

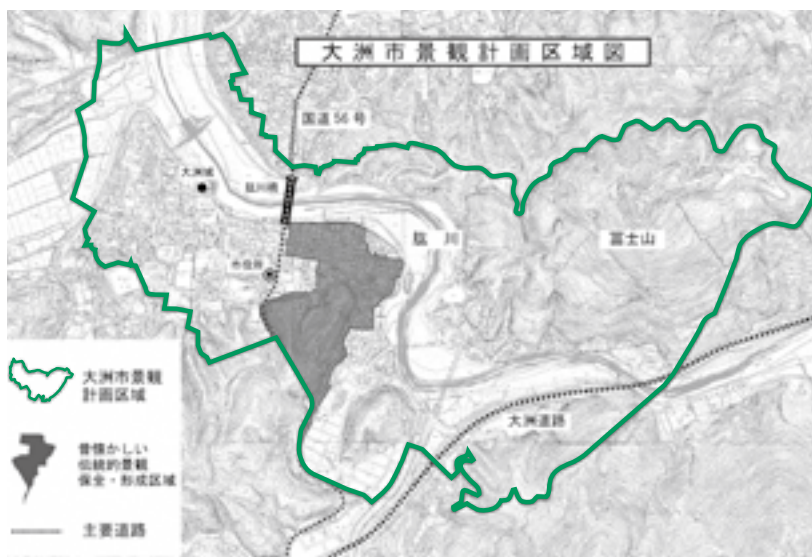
都市整備課管理係

大洲市は、大洲らしい美しく豊かな景観を住民共有の財産として次の時代へとより良い形で引き継いでいくために、『大洲市景観計画』を策定し、平成21年7月に『大洲市景観条例』を施行しました。これに伴い、肱南地区を中心として、指定された『景観計画区域（約290ha）』内については、建築物や工作物の新・増・改築時や屋外広告物の設置などに際して、『大洲市景観計画』に定めた一定の基準に従わなければならないことになりました。

市のホームページ掲載の『大洲市景観計画』をご一読の上、同概要版などを参考に事業推進へのご協力をお願いします。

また、自然素材の利用などが義務付けられている「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」については、この区域で利用できる補助制度（大洲市景観形成推進事業）を、次の内容で特別に運用しています。この制度を有効に活用するとともに、景観計画の趣旨をご理解いただき、その適正な運用にご協力ください。

大洲市景観計画区域図



項目	助成対象経費	補助率	限度額
屋根	新・増・改築、修理	2分の1	合計額において 150万円
外壁	和瓦を使用、設置するために要した費用のうち、構造材を含まない額	2分の1	
建具	外観に自然素材を使用、設置するために要した費用のうち、構造材を含まない額	2分の1	
壁の面線構築	新・増設	2分の1	40万円
その他	木製建具を使用、設置するために要した費用に相当する額	2分の1	25万円
	前面駐車場の隠蔽など景観形成基準に基づき壁面線を新設あるいは増設する必要がある場合、自然素材を用いた壁面線の新設などに要した経費	3分の2	
	上記以外の修景事業に要する経費で、自然素材を用いて実施するもののうち、事前協議および審査会の審議において必要と判断されたもの（金属性建具の隠蔽のための木製格子の設置に要した経費など）	2分の1	

景観計画の内容や補助事業の内容の詳細は、担当課までお問い合わせください。景観計画区域の中で、建物の新・増・改築や門・塀などの建設を計画中の人は、早めの相談、手続きにご協力をお願いします。

屋外広告物の許可

都市整備課都市計画係

看板などの屋外広告物は「良好な景観形成」と「公衆への危害防止」のために、表示・設置にあたっては事前に市長の許可を受けなければならないことになっています。

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙・はり札および広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出されたもの並びにこれらに類するものをいいます。商業広告にとどまらず、この条件に適合すれば屋外広告物となります。個人や法人の名称、商品名などの文字表示からシンボルマークなどの記号表示まで含まれ、目的の営利・非営利を問いません。

すでに表示・設置がされている広告物で、まだ許可を得ていないものがある場合には、許可申請を行ってください。

○許可の期間

2年間となっています。広告物を撤去などしない場合には、2年ごとに更新の許可申請が必要になります。

※広告物の設置する場所や大きさなどで、許可基準に違いがあります。詳しくは大洲市のホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。

開発行為の許可

都市整備課抛点对策係

次のような区域で開発行為をしようとする時は、事前に許可または協議が必要です。

開発行為とは、建築物や工作物の建設を目的で行う区画形質の変更、いわゆる土地造成を行うことをいいます。

○市長の許可

- ・都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為
- ・都市計画区域外での10,000㎡以上の開発行為

○知事への事前協議

- ・都市計画区域外での50,000㎡以上の開発行為（大規模開発行為）

窓口：南予地方局大洲土木事務所 ☎24-5121

○市長への事前協議

- ・東大洲（大洲拠点地区）の一部での、0㎡以上3,000㎡未満の開発行為

※大洲拠点地区（国道56号沿い東大洲地区）では、盛土規制や道路後退の協定を行っているため、開発を計画する時には事前にお問い合わせください。

森林で一定規模の面積を超える開発行為をする場合には、県知事の許可が必要となります。

○知事の許可

- ・開発面積が10,000㎡を超える林地開発行為

窓口：愛媛県大洲森林林業振興班 ☎24-4131

指名願いの受け付け

総務課契約係

大洲市が発注する建設工事/測量・建設コンサルタント/物品・役務の提供など、競争入札に参加するには事前に申請が必要となります。

【申請書受付の時期】

受け付けの種類	例	受付時期	資格の有効期間
基準年 受付	25・26年度 27・28年度	①25年2月 ③27年2月	2か年
中間年 受付	26年度 28年度	②26年2月 ④28年2月	1か年

申請内容の詳細は、広報大洲および大洲市公式ホームページなどでお知らせします。

【申請の提出方法】

市内・外の別	申請の提出方法
大洲市内に本店または営業所を有する法人・個人	総務課契約係に持参または郵送
市外の申請者	市外の方は郵送のみの受け付けとします。

【申請様式】

申請区分	申請様式
建設工事	中央公契連平成〇〇年申し合せ様式（建設工事事用）・・・「日本法令」または、国土交通省提出様式
測量・建設コンサルタントなどの業務	中央公契連平成〇〇年申し合せ様式（測量・建設コンサルタント等）・・・「日本法令」または、国土交通省提出様式
物品・役務の提供	大洲市指定様式

【変更届】 申請内容（下記7項目）に変更が生じた場合、速やかに変更届を提出してください。

（様式は当初申請様式に添付されています。）

変更の発生事由	備 考
商号または名称（または住所）	登記簿謄本の写し、委任状（営業所への委任有分）
営業所所在地	委任状（営業所への委任有分）
代表者氏名（または住所）	委任状（営業所への委任有分）
資本金額	登記簿謄本の写し
使用印鑑または実印	使用印鑑届、委任状（営業所への委任有分）
代理人氏名	委任状（営業所への委任有分）
建設業の許可番号、業種の許可年月日	建設業許可証明書の写し

【重要事項】

区 分	備 考
建設業の許可の更新	許可は5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力が失われます。失効する前に最新のものを提出してください。
経営審査事項 総合評定値P点	総合評定値通知書の有効期間は審査基準日から1年7か月です。毎決算後継続的に申請手続きを行い、有効期限が切れる前に最新のものを提出してください。

上記の2項目の効力を失うと入札に参加できなくなります。ご注意ください。

入札・契約業務の各種閲覧

総務課契約係

入札契約適正化法に基づき、下記の事項について総務課契約係で閲覧できます。

入札・契約業務の各種閲覧事項	
・ 入札結果の概要（落札者・落札金額など）	・ 建設工事等競争入札参加資格審査表
・ 入札・契約の過程に関する事項	・ 建設工事等発注標準
・ 特命随意契約に関する事項	・ 建設工事等入札参加資格停止措置に関する事項
・ 建設工事発注見直しに関する事項	・ 総合評価落札方式の落札者決定基準・落札理由

工 事 検 査

総務課契約係

大洲市が発注する建設工事/測量・建設コンサルタントに係る委託業務の検査を行います。
工事検査の結果については市内業者に限り、年度別平均点を総務課契約係で公表しています。

建物を建築する時

都市整備課建築係

○申請などの手続き

都市計画区域内に建築物を建築する場合または都市計画区域外に一定規模以上の建築物を建築しようとする場合は、建築確認申請が必要になります。

この建築確認申請は、都市整備課（建築係）で受け付けし、愛媛県（市町を管轄する地方局または土木事務所）の建築主事の審査を受けることになります。

また、建築基準法の改正により、県の指定した確認検査機関でも審査を行っています。

○建築規制など

建築物を建築する場合、都市計画区域においては、街並みを想定したいろいろな規制が設けられています。

例えば都市計画区域内において、建物の敷地は建築基準法で規定している道路（原則4m以上の幅員を有する道路）に2m以上接道（道路に接する）しなければなりません。

これは建築物およびその敷地の通常の利用時の安全性や、非常時における避難消防活動の経路の確保などの観点から、建築物の敷地と道路との関係を規定したものです。

また、道路が4m未満の場合には道路中心線から2m後退して建築しなければならず、その場合は、門・塀なども後退が必要となります。

なお、規模の大きな建築物や特殊な建築物（共同住宅・長屋住宅など）については、愛媛県の条例（愛媛県建築基準法施行条例）でさらに必要な制限を加えていますのでご注意ください。

この他、建物の建築については、いろいろな規制がありますので、必ず事前にご確認ください。

木造住宅耐震化への補助

都市整備課建築係

補助を受けるためには申請などの手続きが必要となりますので、事前に都市整備課でご相談ください。
補助の対象は、次の要件を全て満たす住宅の所有者です。

【耐震診断】

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の木造住宅
 - ※共同住宅、長屋住宅は、対象外
 - ※住宅以外の店舗、事務所などを兼ねるものは、床面積の半分以上が住宅の用途に供されているもの
- ・ 階数が2階建以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ・ 構造が、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣などの特別な認定を得た工法のもは対象外

【耐震改修】

- ・耐震診断によって、耐震改修が必要とされたもので、安全な構造となるように補強する工事
- ・耐震改修設計事務所*により、工事監理されるもの
- ・工事後も居住の用に供されるもの ・市税を滞納していないもの

*「耐震改修設計事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録された建築士事務所をいいます。

【補助金の額（参考）】 ※額の見直しをすることがあります。

- ・耐震診断 耐震診断に要した費用の3分の2以内（限度額4万円）
- ・耐震改修 耐震改修工事に要した費用の3分の2以内（限度額84万円）

【ご注意】

- ・耐震診断および耐震改修工事を行う前に、必ず補助金の交付申請をしてください。事前着手した場合には、補助金を受けられません。
- ・市では、耐震診断・耐震改修工事について、申し込みがない限りは、家を訪問したり勧誘したりすることは一切行っていませんので、十分ご注意ください。

市営住宅

市営住宅に入居するには

都市整備課公営住宅係・各支所地域振興課

【市営住宅とは】

市営住宅は、住宅に困っている比較的収入の少ない人に対し、安い家賃で住んでいただくため、市が供給している住宅です。

【申込期間】

入居の申し込みは毎年10月に一斉募集して、入居者および入居補欠順位の決定を行いますが、入居者の退去により空き家が発生する場合がありますので、一斉募集の後も随時、入居の申し込みを受け付けています。

【申込資格】

市営住宅に申し込むには、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 市内に住所または勤務場所がある人
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人、婚約者を含む。）があること
- (3) 市税を滞納していない人
- (4) 収入基準を満たしている人
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかである人
- (6) 入居される人または同居させようとする親族が暴力団員ではないこと

【1人で入居する人は】

1人（単身）で入居する人は、次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 60歳以上の人
- (2) 身体障害者（1～4級）、精神障害者
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている人
- (4) 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
- (5) 生活保護法に基づく扶助を受けている人
- (6) 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない人
- (7) ハンセン病療養所入所者
- (8) DV被害者

【申し込みに必要な書類】

- (1) 市営住宅入居申込書（担当課の窓口で交付します。）
- (2) 住民票（入居予定者全員分）
- (3) 所得を証明するもの（市町村の発行する所得証明書・勤務先の源泉徴収票など）
- (4) 納税証明書
- (5) その他必要な書類